

# 6



## 災害知識編



# 被災の後に

## 二次災害を防ぐために

被災した建物の応急危険度判定が行われ、3段階のステッカーが貼られます。家財道具を取りに戻ったりする際には、判定に従い注意しましょう。

ただし、この判定は住宅の被害認定とは一致しません。

- 調査票(緑) 被災程度が小さく、使用可能。
- 要注意(黄) 十分に注意すれば立ち入ることは可能。
- 危険(赤) 専門家に相談して応急措置をしない限り立ち入ることは危険。



## 悪質犯罪に会わないために!

大規模な災害が起きると、いろいろな犯罪も起こる可能性があります。特に、避難所に避難している間に家が荒らされるなど被害が過去の災害でも報告されています。戸締りをしっかりして見回りをするなど、自分たちの家を地域で守りましょう。

## 悪質犯罪例

- 避難による不在家屋、店舗を狙った空き巣や出店荒らし。
- 交通機関が途絶した際の足代わりとしてのオートバイ盗。
- 食料品、灯油などの生活必需品の暴利行為。
- 家屋修理での高額な契約。

※ボランティアを装った犯罪も過去の災害で見られました。

ボランティアにお手伝いを依頼する場合は、災害ボランティアセンターを通じて行いましょう。



## がれきの処理

全壊・半壊の家屋については町役場が解体の決定をする場合があります。自分で解体する場合などは、がれき処理に関する町役場からのお知らせに注意してください。